

外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針

法務大臣
国家公安委員会
外務大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）を踏まえ、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「法」という。）第 2 条の 4 第 1 項の規定に基づき、法第 2 条の 3 第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとって、外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「運用方針」という。）を定める。

1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野） 外食業分野

2 特定産業分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

（1）特定技能外国人受入れの趣旨・目的

外食業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

（2）生産性向上や国内人材確保のための取組等

（生産性向上のための取組）

生産性向上のための取組として、店舗内調理等の機械化や作業動線の見直しによる省力化、食券販売機・セルフオーダーシステム・セルフレジ等の導入やキャッシュレス化によるサービスの省力化、その他店舗運営に係る各種業務の I C T 化等による業務の省力化・省人化を進めている。また、これらの効率化によって得られた余力人員や資金などを基に新たな価値やサービスの創出（新しいメニューや業態の開発等）及び付加価値向上（国産食材の積極的な使用、高付加価値食材の使用等）につながる取組を各企業の規模や業態に応じて行っている。

さらに、農林水産省では、「外食・中食の生産性向上に向けた手引き」（平成 29 年農林水産省）の作成・配付を通じて優良事例の普及等を図るとともに、顕在化している労働力不足等に対応するため、セルフオーダーシステムの導入等の省力化に係る取組等への支援を行っている。

（国内人材確保のための取組）

国内人材確保のための取組として、女性や高齢者を含む多様な人材を確保・維持

する観点から、物理的な作業負担の軽減や安全対策の強化、転勤のない地域限定正社員制度の導入といった育児・介護に配慮した働き方や有給休暇取得の推進、定年延長や再雇用制度の設定等の取組が行われている。例えば、厚生労働省の調査によれば、「宿泊業、飲食サービス業」における有給休暇の取得日数について、前年1年間に取得した平均日数は、平成29年調査では5.4日であったのに対し、令和5年調査では6.7日となっている。また、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度や再雇用制度を導入した企業割合は、平成29年調査では85.4%であったのに対し、令和4年調査では91.7%となっている（平成29年、令和4年、令和5年厚生労働省「就労条件総合調査」）。

こうした取組により、外食業分野においては、多様な人材確保が図られており、外食業の女性従業員比率は60.5%と、全産業平均（44.7%）の1.4倍であり、また、高齢者従業員比率は、65歳以上の従業員割合が飲食店で13.6%と、全産業平均（13.7%）と同等程度となっている（令和3年総務省「労働力調査」）。

（処遇改善のための取組）

人手不足を踏まえた処遇改善のための取組として、給与の引上げや正社員化の推進等の取組が行われている。例えば、直近5年間の「宿泊業、飲食サービス業」の常用労働者の時間当たりの給与額（現金給与総額を総実労働時間数で除したもの）は一貫して増加傾向にあり、令和元年と令和5年を比較すると14.2%増と全産業の増加率（4.3%）と比べて高い水準で増加している（令和元年、令和5年厚生労働省「毎月勤労統計調査」）。

（3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う水際対策の終了後、外食需要は回復傾向にあり、今後5年間においても引き続き増加していくと想定される。他方、外食業では、客のし好に応じた食事を提供するなど、臨機応変に作業内容を変える判断が必要となること、また、手作り感やホスピタリティといった外食業ならではの付加価値が求められること等から、機械化による省力化には限界がある。

令和4年度の外食業の有効求人倍率は、「飲食店主・店長」が7.11倍、「飲食物給仕係」が5.06倍、「調理人」が3.12倍、「外食（各職業分類を加重平均したもの）」が3.57倍であり、全体の有効求人倍率1.19倍の約3倍となっている。さらに、日銀短観によれば、「宿泊・飲食サービス」の雇用人員判断（D I）は、令和5年12月の実績がマイナス75、令和6年3月の予測がマイナス74と、どちらも全調査対象業種中最低となっている（令和5年12月日本銀行「全国企業短期経済観測調査」）。

また、外食業は、訪日外国人旅行者を我が国に呼び込む上での魅力の一つであり、特に集客力のある観光地等においては飲食サービスの一層の提供が求められている一方で、北陸地方や中四国地方など、大都市圏以外の地域においては、人手不足の傾向が見受けられる。

加えて、平成30年に食品衛生法（昭和22年法律第233号）が改正され、令和3年6月に施行されたことにより、全ての飲食店にH A C C P（原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入等の潜在的な危害要因

を分析し、特に重要な工程を継続的に監視、記録する工程管理システム）に沿った衛生管理の制度化への対応が求められ、今後も外食業においてH A C C Pを含む衛生管理の知識を有する人材を確保していくことが急務な状況となっている。

これらの状況を踏まえると、外食業分野においては、令和10年度には481万1,000人の就業者が必要になると推計されるが、同年度の就業者数は455万8,000人となる見込みであり、同年度には25万3,000人程度が不足することになる（総務省「サービス産業動向調査」を元に農林水産省で算出）。

こうした深刻化する人手不足に対応するため、上記（2）の取組を進めているが、それでもなお人手不足が完全に解消される見込みとはなっていない。

そのため、今後も安全で質の高い商品・サービスを提供し、また、外国人観光客の集客力を確保するためには、一定の専門性・技能を有する即戦力の外国人を受け入れることにより、十分な人手を確保することが必要不可欠である。

（4）受入れ見込数

外食業分野における令和6年度からの向こう5年間の受入れ見込数は、最大で5万3,000人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

当該受入れ見込数は、外食業分野において、令和10年度には25万3,000人程度の人手不足が見込まれる中、I C T化等による業務の省力化・省人化等の取組による毎年0.6%程度の生産性向上（5年間で15万7,000人程度）や、従業員の賃金水準の引上げの取組、育児・介護に配慮した取組等による女性・高齢者を含む多様な人材確保、労働参加率の段階的な引上げによる毎年0.2%程度の追加的な国内人材の確保（5年間で4万3,000人程度）を行ってもなお不足すると見込まれる最大5万3,000人を1号特定技能外国人の受入れ上限として運用するものであり、過大なものとはなっていない。

3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項

外食業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者（2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者）とする。

また、特定技能1号の在留資格については、外食業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。

（1）1号特定技能外国人

ア 技能水準（試験区分）

「外食業特定技能1号技能測定試験」

イ 日本語能力水準

（ア）「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験（N4以上）」

（イ）そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの

（2）2号特定技能外国人

技能水準（試験区分及び実務経験）

ア 試験区分

「外食業特定技能 2 号技能測定試験」及び「日本語能力試験（N3 以上）」

イ 実務経験

食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての実務経験（ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していない者に限る。）を要件とする。

4 法第 7 条の 2 第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による同条第 1 項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項

- (1) 農林水産大臣は、有効求人倍率等の公的統計等の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記 2 (4) に掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。
- (2) 一時的な在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該受入れ分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、農林水産大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 特定技能外国人が従事する業務

特定技能外国人が従事する業務区分は、上記 3 (1) ア及び (2) アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。

ア 試験区分（3 (1) ア関係）（1号特定技能外国人）

外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）

イ 試験区分（3 (2) ア関係）（2号特定技能外国人）

外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営

(2) 特定技能所属機関に対して特に課す条件

ア 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風俗営業法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労を行わせないこと。

イ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対して、風俗営業法第 2 条第 3 項に規定する「接待」を行わせないこと。

ウ 特定技能所属機関は、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される「食品産業特定技能協議会」（以下「協議会」という。）の構成員になること。

エ 特定技能所属機関は、協議会に対し、必要な協力をを行うこと。

オ 特定技能所属機関は、農林水産省又はその委託を受けた者が行う調査等に対し、

必要な協力を行うこと。

カ 特定技能所属機関は、登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会の構成員となっており、かつ、農林水産省及び協議会に対して必要な協力をを行う登録支援機関に委託すること。

キ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に書面を交付して説明すること。

ク 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(3) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

農林水産省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、農林水産省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

(5) 特定技能外国人が大都市圏その他の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置

ア 特定技能外国人の就労が大都市圏等の地域に過度に集中することがないよう、「外食業特定技能1号技能測定試験」の国内における試験は、大都市圏以外の地方を含めた全国10か所程度で、「外食業特定技能2号技能測定試験」の国内における試験は複数か所で実施する。

イ 農林水産省は、本制度の趣旨や優良事例を全国的に周知するとともに、協議会での協議も踏まえ、生産性向上のための取組や国内人材確保のための取組が行われていてもなお外国人材を含む人手不足が顕著である地域が認められる場合には、その地域において特定技能外国人の就業が円滑に行われるよう、試験の開催場所・頻度等の調整に努めるとともに、その他必要な支援等について、制度関係機関、関係業界団体等とも連携して取り組む。